

<組合同規約の一部改正について>

静岡市食品国民健康保険組合同規約の一部を次のように改正する。

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第16条を次のように改める。

1 第1項第1号中「及びロ」を「、ロ及びニ」に、「、ロ及びハ」を「からニまで」に改め、「イからニまでに掲げる額の合算額と」の次に「し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのある者(以下「18歳未満の者」という。)である場合には、イ及びロに掲げる額の合算額と」を加える。

2 第1項第1号イ中「及び」を「、」に改め、「納付金(以下「介護納付金」という。)」の次に「並びに子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加える。

3 第1項第1号ハの次に次のニを加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるために算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額」という。) 1ヵ月 400円

4 第1項第2号中「及びロ」を「、ロ及びニ」に、「、ロ及びハ」を「からニまで」に改め、「イからニまでに掲げる額の合算額と」の次に「し、18歳未満の者である場合には、イ及びロに掲げる額の合算額と」を加える。

5 第1項第2号ハの次に次のニを加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額 1ヵ月 400円

6 第1項第4号中「及びロ」を「、ロ及びニ」に、「、ロ及びハ」を「からニまで」に改め、「イからニまでに掲げる額の合算額と」の次に「し、18歳未満の者である場合には、1人につきイ及びロに掲げる額の加算額と」を加える。

7 第1項第4号ハの次に次のニを加える。

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額 1ヵ月 400円

附 則

(施行期日)

1 この規約の一部改正は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の第16条の規定は令和8年度以後の保険料について適用し、令和7年度以前の保険料についてはなお従前の例による。